

ふるさと納税（寄附）の手順

ふるさと納税寄附金申込書

藤里町役場から届けられた申込書に必要事項を記入します。

- ・住所
- ・氏名
- ・連絡先電話番号
- ・寄附金額
- ・希望する払込方法
- ・藤里町へのメッセージ

寄附金申込書の送付

役場窓口、郵便、ファクシミリ、電子メール（ファイル添付）のいずれかの方法で申し込みます。

寄附金納入通知書の受け取り

申込書の受領後、藤里町から寄附金専用の納入通知書を送付します。

申込書を送ってから1週間経過しても、納入通知書が届かないときは、担当まで問い合わせてください。

寄附金の払い込み

金融機関で、納入通知書により寄附金を払い込みします。

秋田銀行及びあきた白神農業協同組合以外からの払い込みは、振込手数料を負担していただくこととなります。

領収書は、申告（税額控除）に必要ですので、大切に保管してください。

【現金書留での払い込みを希望する場合】

寄附金申込書の受領後、藤里町から確認の連絡をします。確認連絡の後に郵送することとなります。郵送料は、寄附される方に負担していただくこととなります。

受領書（寄附金受領証明書）の受け取り

藤里町から、寄附金を受領した旨の証明書を送付します。

この証明書も申告（税額控除）に必要ですので、大切に保管してください。

確定申告

3月15日までに最寄りの税務署に確定申告します。

（確定申告が不要な方は住所地の市区町村に申告します）

税額の減額

寄附金額に応じて、税額が減額されます。

ア) 所得税の還付 イ) 住民税の税額控除

（控除後の税額で翌年度の住民税が課税）

ふるさと納税制度について、不明な点は下記まで問い合わせください。

秋田県藤里町総務課ふるさと税担当

TEL:0185 - 79 - 2111 FAX:0185 - 79 - 2293

E - mail soumu@town.fujisato.akita.jp